平成２４年（フ）第４００号
北九州市小倉北区新高田２丁目５番10号
債務者　松本　由美
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２６０号
沖縄県中頭郡西原町字翁長523番地の１　めぐみビル５―604号
債務者　知念　清次
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１０５６号
愛知県大府市月見町６丁目50番地　ケイズ・ビー３Ｂ号
債務者　浦壁ユキミ
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７３号
松江市千鳥町26番地１　湖北ビル306号
債務者　小林　容子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８１号
松江市浜乃木７丁目１番17号　松島マンション101号
債務者　永井　文男
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８７号
松江市美保関町七類388番地１、前住所松江市上乃木８丁目９番12―208号
債務者　森脇　郁江
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９０号
松江市八雲町日吉333番地40
債務者　中島　光一
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９号
山口県周南市江の宮町２番12―906号
債務者　西田　明江
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第３３７号
熊本市北区清水亀井町４番２―305号　亀井レジデンス
債務者　吉原　昌宏
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４３号
熊本県上益城郡山都町畑102番地
債務者　本田　哲司
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４４号
熊本市西区城山半田２丁目２番３―305号　半田団地３棟305号
債務者　浜崎るみ子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３５０号
熊本市中央区帯山７丁目15番15―207号　ハウベストマンション帯山五番館
債務者　稲員　幸代
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３５２号
熊本市中央区保田窪１丁目11番57号
債務者　西村　武志
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２２９号
静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑1182番地の１
債務者　加茂　和行
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
北海道岩見沢市志文町1183番地137　ウイングハイツＢ201号室
債務者　大平めぐみ
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第６１号
北海道樺戸郡月形町1050番地２
債務者　十鳥　昭子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１８３号
神奈川県秦野市柳町２丁目３番１号
債務者　高野真紀子（旧姓下村）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部